

小牧市高度先端産業立地促進補助金

(愛知県産業空洞化対策減税基金による補助制度と連携)

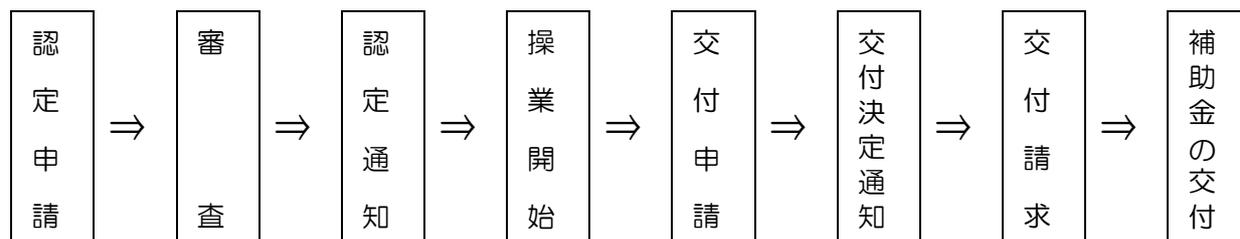
小牧市では、市の産業構造の高度化及び地域の活性化を図るため、市内において高度かつ先端的な事業を行う中小企業に対し、奨励措置として補助金を交付します。

1 制度概要

補助対象	市内において高度先端産業に係る工場の新設又は増設を行う中小企業
対象分野	<ul style="list-style-type: none">健康長寿関連分野環境・新エネルギー関連分野航空宇宙関連分野先端素材関連分野ナノテクノロジー関連分野バイオテクノロジー関連分野情報通信関連分野
交付要件	<ul style="list-style-type: none">固定資産取得費用（土地を除く。）の合計額が2億円以上であること。新規常用雇用者数が5人（市長が別に定める要件に該当する場合は2人）以上であること。過去に同一の工場の同一事業において小牧市高度先端産業立地促進補助金及び愛知県21世紀高度先端産業立地補助金の交付を受けていないこと。過去3年間で市税の滞納がないこと。
補助対象経費	固定資産取得費用（土地を除く。）
補助率	25%以内（既存の建物内に新たに機械設備を設置する場合又は工場の建物を賃借する場合は12.5%以内）
限度額	2億円
受付時期	工場の新設又は増設に係る工事に着手する日（工場の建物を賃借する場合は、その契約を締結する日）の30日前までに、補助金交付認定申請をしていただく必要があります。

- ※ 補助金は、予算の範囲内において交付するものとします。
- ※ 愛知県21世紀高度先端産業立地補助事業の認定を受けていることが必要となります。
- ※ 市が実施する「市内企業再投資促進補助金」、「企業立地促進補助金」及び「中小企業次世代産業設備等導入補助金」との重複適用はできません。
- ※ 完全親会社とその子会社の間で売買又は賃貸をする事業は、補助の対象としません。
- ※ 操業開始後、交付要件を満たさなくなった場合や5年以内に操業を廃止等した場合、無断で取得財産を売却等した場合等は、補助金返還の対象となります。
- ※ 新規常用雇用者数とは、工場の新設又は増設することに伴い、労働基準法第20条第1項の規定に基づく解雇の予告を必要とする新たに雇用される者の数のことです。

2 交付手続きの流れ（イメージ）



3 ホームページ

小牧市ホームページ（トップページ⇒事業者の方へ⇒企業立地・企業誘致・次世代産業⇒企業立地・企業誘致関係⇒企業立地・企業誘致関係の補助制度⇒小牧市高度先端産業立地促進補助金）から各種様式等をダウンロードすることができます。



- ① 小牧市ホームページ「小牧市高度先端産業立地促進補助金」

URL <http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/chiiikassei/kigyouricchi/1/1/kakuysuhojokin/4208.html>

- ② 愛知県ホームページ

「産業空洞化対策減税基金による補助制度について」

URL <https://www.pref.aichi.jp/sangyo-seisaku/taxreductionfund/>



【問い合わせ先】

小牧市 地域活性化営業部 企業立地・次世代産業推進課

〒485-8650 愛知県小牧市堀の内三丁目 1 番地（小牧市役所本庁舎3階）

TEL (0568) 76-1135（直通） FAX (0568) 75-8283

E-mail kigyosuishin@city.komaki.lg.jp